



《会計・税務の知識》 金融機関は融資先を区分している

はじめに

金融機関は金融庁による金融検査マニュアルに基づき、融資先企業を区分しています。この区分を債務者区分といい、債務者区分のいずれに該当するかにより、安定した融資が継続されるのか、融資対象外とされてしまうかなど融資スタンスが大きく変わることになります。そこで、本稿では債務者区分について概説します。

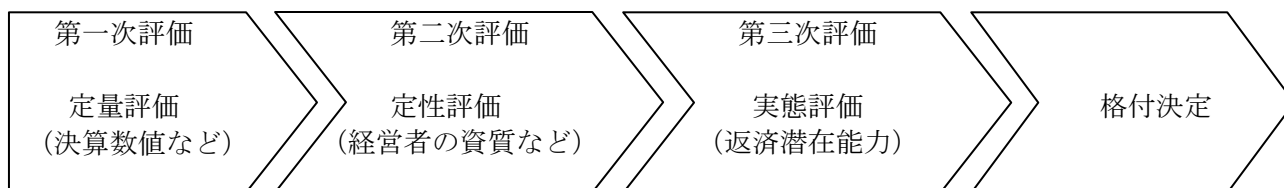
1. 債務者区分

金融検査マニュアル（別表1）では、債務者区分を5つに分類しています。

正常先	業績が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
要注意先	金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上遅延しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者 要注意先は要管理先と要管理先以外とに細分される。
破綻懸念先	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む。）
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがなく、今後、経営破綻の事実が発生している債務者をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者

2. 債務者区分の決定

金融検査マニュアルによる債務者区分は抽象的であるため、各金融機関による信用格付により債務者区分を行ったうえで、債権の資金用途等の内容を個別に検討、担保や保証等の状況を勘案し、債権の回収の危険性又は毀損の危険性の度合いに応じて分類を行うこととなります。そして、この格付に連動して債務者区分が決定されます。一般的に格付は下記のステップを経て決まります。



おわりに

金融機関は債務者区分により貸し出しの可否、融資条件などを決定します。裏を返せば、債務者区分を意識した経営を実践していくことにより金融機関と良好な関係を構築することができます。

なお、中小企業については、企業の財務状況だけでなく、数字に表れない技術力、販売力や成長性、経営者の資質など、経営実態をきめ細かく検証する必要性が高いため、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕が設けられています。詳細は下記をご参照ください。

http://www.fsa.go.jp/manual/manual_j/manual_yokin/bessatu/y1-01.pdf

(担当：齋藤)